



岡山弁護士会主催シンポジウム

参加無料  
予約不要  
先着150名

# 共生社会の 実現を目指して

— 障害者差別解消法の活かし方 —

日時・会場 平成28年

# 8.28日

午後1時30分～午後5時(午後1時開場)

## 岡山弁護士会館

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方1丁目8-29

プログラム

### 第1部 基調講演

#### 障害者差別解消法の概要と課題

講師

岡山理科大学准教授 川島 聡 氏

### 第2部 パネルディスカッション

#### 合理的配慮を考える

— 対話を開く、対話が拓く —

パネリスト

水谷 賢 氏 (弁護士 岡山弁護士会)

岡崎起恵子 氏 (岡山県視覚障害者友の会会長、  
美作大学非常勤講師、鍼灸師)

小橋陽一 氏 (岡山県精神障害者家族会連合会  
就労継続支援事業所「ふあみりお」管理者、  
精神保健福祉士)

当事者の方

コーディネーター 竹内 俊一 氏 (弁護士 岡山弁護士会)



川島 聡 氏 (かわしま・さとし)

岡山理科大学総合情報学部社会情報学科 准教授  
新潟大学大学院現代社会文化研究科修了(2005年)。  
博士(法学)。東京大学大学院経済学研究科特任研究員  
(2007-2012年)。内閣府障がい者制度改革推進会議  
(障害者政策委員会)差別禁止部会構成員(2010年  
-2012年)。ハーバード・ロースクール客員研究員(2011  
年)。東京大学先端科学技術研究センター客員研究員  
(2012-2015年)。  
主な研究分野は、国際人権法、障害法。著書に「合理的  
配慮」(共著、有斐閣、2016年)、『障害法』(共編著、成  
文堂、2015年)、『障害学のリハビリテーション』(共編  
著、生活書院、2013年)、『増補改訂:障害者の権利条約  
と日本一概要と展望』(共編著、生活書  
院、2012年)、『障害を問い直す』(共  
編著、東洋経済新報社、2011年)、『概  
説 障害者権利条約』(共編、法律文化  
社、2010年)など。

主催/岡山弁護士会

共催/中国地方弁護士会連合会

後援/岡山県、岡山市、倉敷市

岡山県社会福祉協議会、岡山市社会福祉協議会、倉敷市社会福祉協議会

お問い合わせ先/岡山弁護士会 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29 TEL(086)223-4401代 www.okaben.or.jp

岡山弁護士会

検索



## 1.障害者差別解消法がスタートしました。

平成28年4月1日から障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消に関する法律)が施行されました。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)をつくることを目指しています。具体的には、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」を求める内容となっています。

## 2.不当な差別的取扱いとは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

## 3.合理的配慮の提供とは？

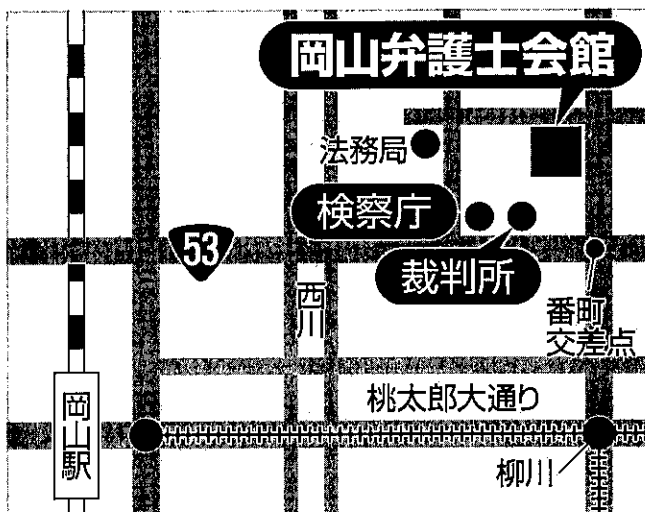
障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。これを「合理的配慮」の提供といいます。

## 4.本シンポジウムの開催にあたり

この法律は、施行されてまもなく、まだまだその理解が進んでいないのが現状です。また、合理的配慮の具体的な内容については、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なることから、一義的な判断が困難となっています。

そこで、本シンポジウムをきっかけとして、この法律を正確に理解し、そこからさらに進んで障害者の権利擁護のあり方について皆さんとともに考える機会としたいと思っています。

### 会場周辺地図



【会場】

岡山市北区南方1-8-29

## 岡山弁護士会館 2階大会議室

会場には駐車場がありません。  
公共交通機関をお使い下さい。

■JR岡山駅より徒歩15分

【お問い合わせ先】

**086-223-4401**  
(岡山弁護士会)